仕　様　書			
件　名	自衛隊上大岡募集案内所蛍光灯器具等修繕	作　成　者	自衛隊神奈川地方協力本部
		仕様書番号	
		作成年月日	令和８年１０月７日

１　総　則

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部で実施する、上大岡募集案内所照明器具等修繕において適用する。

２　場　所

自衛隊神奈川地方協力本部上大岡募集案内所

（神奈川県横浜市港南区上大岡西１－１７－２４　第３ミツワビル３階）

３　概　要

事務所内の照明器具１３台（非常灯付２台）の更新

４　修繕箇所

照明器具１３台の撤去及びＬＥＤ照明器具の取付

５　使用材料等（下記同等品以上とする。）

(1)　照明器具ベースライト：MYV450533NAHTN　　１１台

(2)　照明器具ベースライト（非常灯）：MYVK450531CNAHTN　　２台

(3)　カーテンレール及びカーテンの設置：900×2,500　　１式

６　一般事項

(1)　修繕において発生した撤去した産業廃棄物等については適正に処理し産業廃棄物管理票を提出するものとする。

(2)　作業にあたっては、作業前・中・後の写真を撮影し報告書と併せて提出するものとする。

(3)　作業は、原則休日等の事務所閉庁日に実施するものとし、開庁日に実施する場合は官側と協議し作業日程を決定するものとする。

(4)　その他疑義が生じた場合は、官側と協議し実施するものとする

７　特記事項

(1)　修繕箇所については、「照明器具撤去及び取付箇所」による

(2)　作業実施においては、本仕様書による他、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき実施するものとする。

(3)　修繕時に使用する製品については、５項に示す製品又は同等品以上とし、施工する際に発生する消耗品については、請負者が準備し使用するものとする

仕　様　書		
	仕様書番号	

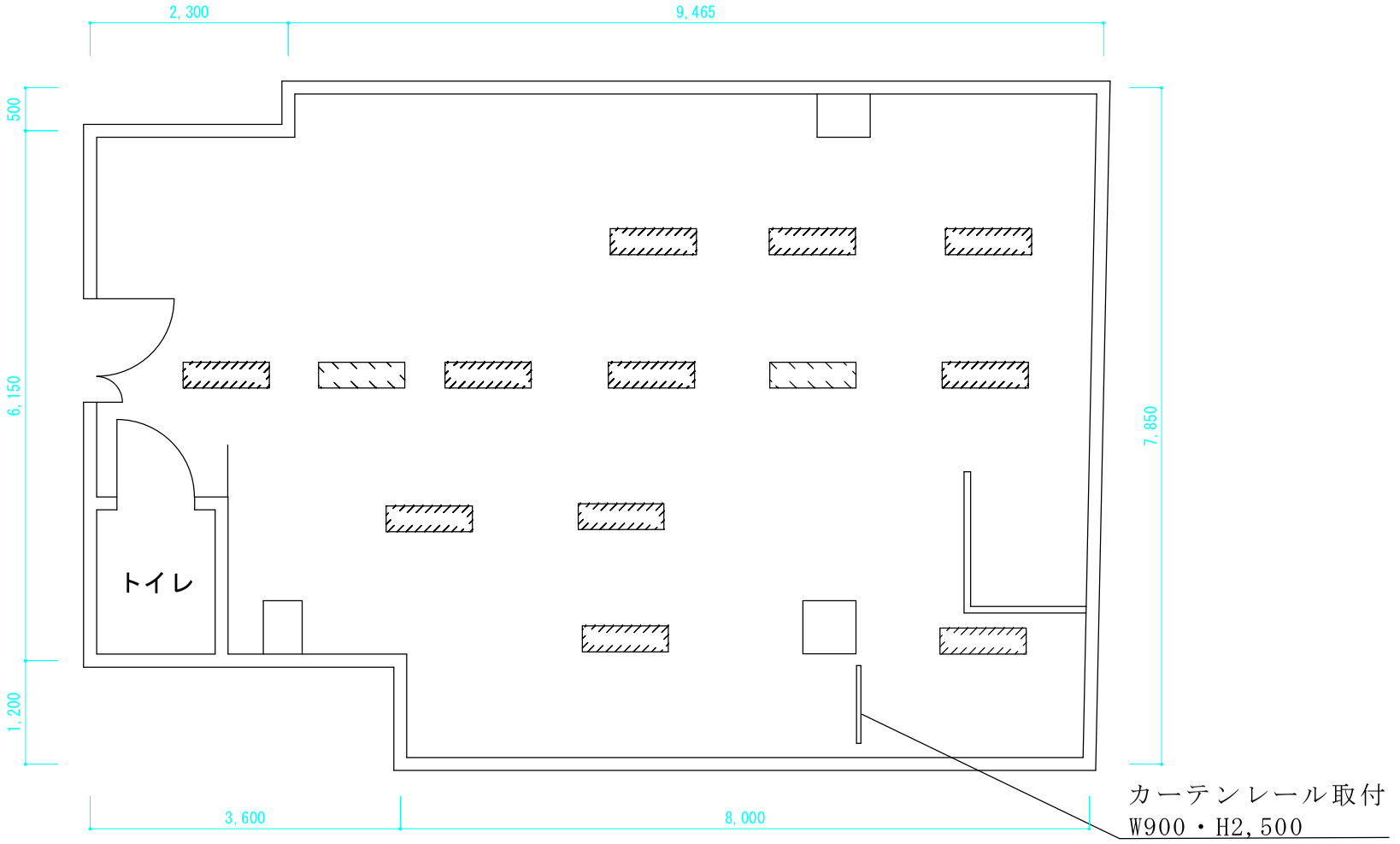
(4)　施行前に現地で採寸をおこない、施工に関する協議を官側とおこない作業を実施するものとする。
(5)　作業実施の際は、必要に応じて養生をおこなうものとする。
(6)　カーテンレール及びカーテンについては設置場所及び柄等は官側と協議し決定するものとする。

8　提出書類
(1)　報告書
(2)　役務写真（作業前・中・後）
(3)　産業廃棄物管理票

9　検　査
施工後、提出書類の確認をもって検査完了とする

照明器具撤去及び取付箇所

縮　尺
1：75



：照明器具

：照明器具　非常灯